

○文部科学省告示第百三十八号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十二月十五日

文部科学大臣 萩生田 光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)～(7) [略]	[略]
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア.・イ. [略]	[略]
	ウ. キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	エ.～カ. [略]	[略]
(9) [略]	[略]	
[略]		

2 [略]

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 [略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1)～(4) [略]	[略]
	(5) 飲料水に関する施設・設備	
施設・設備	ア.・イ. [略]	[略]
	ウ. 貯水槽の清潔状態	
	(6) [略]	[略]

第3～第6 [略]

改 正 前

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)～(7) [同上]	[同上]
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア.・イ. [同上]	[同上]
	ウ. キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	エ.～カ. [同上]	[同上]
(9) [同上]	[同上]	
[同上]		

2 [同上]

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 [同上]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1)～(4) [同上]	[同上]
	(5) 飲料水に関する施設・設備	
施設・設備	ア.・イ. [同上]	[同上]
	ウ. 清潔状態	
	(6) [同上]	[同上]

第3～第6 [同上]